

第3回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

1 日 時

平成29年11月7日(火) 午前9時30分から

2 場 所

市役所南館3階 防災会議室

3 出席者

会 長 福 田 公 教

副 会 長 井 元 真 澄

委 員 今 井 美 紀

委 員 檜 本 佳 子

委 員 大 黒 好 栄

委 員 原 田 茂 樹

委 員 梶 武

委 員 三 角 智 昭

委 員 城 谷 星

4 欠席者

なし

5 事務局職員

こども育成部長 佐藤 房子

こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長 西川 恵三

学童保育課長 幸地 志保

保育幼稚園事業課長 村上 友章

学童保育課課長代理兼学童保育係長 九鬼 里恵

保育幼稚園事業課課長代理兼給付係長 大石 裕之

保育幼稚園総務課課長代理 中路 洋平

学童保育課保育指導主事 杉本 政久

学童保育課管理係長 三好 正祐

保育幼稚園事業課認定係長 西田 匡志

保育幼稚園総務課管理係長 北川 賢一

保育幼稚園総務課管理係 西川 康一

6 案件

- (1) 学童保育室利用料（案）について
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）について
- (3) その他

7 発言要旨

(西川次長) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、第3回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開会させていただきます。

本日の案件に入らせていただく前に、事務局のほうから本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

本日は、委員総数9名全員のご出席をいただいております。よって、当審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立いたしております。

それでは、福田会長、審議会の進行をよろしくお願いいたします。

(福田会長) おはようございます。

それでは、よろしくお願いいたします。会議の次第に沿って議事を進めていきたいと思っております。

さて、本日は、会議次第にお示しのとおり、引き続き「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）及び学童保育室利用料（案）」について審議を行いたいと思っております。

まずは、学童保育室利用料（案）について審議を行いたいと思っております。事務局から説明をお願いいたします。

(三好係長) 学童保育課、三好でございます。座って説明させていただきます。

ご説明に入ります前に、申しわけございません、前回の資料の修正が1点ございます。お手元にごございましたら、第2回資料の2、学童保育室利用料（案）についての11ページをお開きいただけますでしょうか。25番の和泉市でございますけれども、延長利用料の月額最大の欄が、現在ハイフンとなっておりますけれども、1,500円の誤りでございます。和泉市、延長利用料1,500円でございます。申しわけございません。

それでは、改めて本題に入ります。初めに、今、お開きいただいております第2回にご説明いたしました内容の確認をいたします。

現在、お開きいただきました資料の、3枚戻っていただいて8ページをお開きください。

前回のご説明の中で、国は、利用者負担の考え方として、総事業費の2分の1を利用者負担とすること、茨木市においては、総事業費に占める利用料歳入の割合は、おおむね4分の1程度で推移していること、総事業費に占める利用料歳入の割合を国の示す50%にするためには、現在の月曜日から金曜日の基本利用料の5,000円を1万700円程度とする必要があること、保育所等利用者負担の考え方と同様、利用者が負担すべき額のうち25%を市が負担することにより、現在の月曜日から金曜日の基本利用料の5,000円を8,000円に、月曜日から土曜日の基本利用料の6,000円を9,600円とし、あわせて所得に応じて負担増を抑えるために、現階層区分よりも細かくする資料8ページの案Bの3、真ん中の部分ですね、Bの3を茨木市として本審議会に提案いたしました。ここまでが前回ご説明いたしました内容でございます。

その後の審議の中で、利用料やおやつ代等、利用者が実際に負担する月額府内各市町村の一覧表、そして、ひとり親家庭等含めた利用料減免等の府内各市町村の一覧表、この点につきまして、資料をというお話がございましたので、今回お配りをいたしました。

そうしましたら、本日お配りいたしました資料2、大阪府内市町村の利用料等の状況についての1ページをお開きください。こちら、1ページ、2ページにつきましては、大阪府内市町村の利用料等の最高合計額一覧でございます。前回お示しいたしました基本料、延長利用料に加えて、ホームページなどで公表されておりますおやつ代や教材費等を追加いたしました。右から2番目の列が、公表されている額を合計した場合の各市町村における利用者の実質的な負担の最高額でございます。茨木市につきましては、2ページの30番のとおり、現在の最高額は、月曜日から土曜日の利用で、延長も月曜日から土曜日を利用された場合の基本利用料6,000円プラス延長利用料3,600円の合計9,600円でございます。これを今回提案いたしました額の基本利用料、月曜日から土曜日の基本利用料9,600円プラス延長利用料3,600円といたしますと、合計が1万3,200円となりまして、公表額の中では、府内42市町村中一番高い額となります。

続きまして、3ページをお開きください。先ほどの表と似ておりますが、こちらにつきましては、大阪府内市町村の利用料等区分一覧でございます。茨木市の場合は、市町村民税の課税状況やきょう

だい等の状況により、条例で利用料区分を設けておりますが、市町村によっては、条例で利用料を決定し、規則等において減免規定を設けているところもございます。区分か減免かはさておきまして、どのような世帯に最高額との差を設けているかをまとめた表がこちらでございます。まず、生活保護世帯、延長利用の隣の列ですけれども、生活保護世帯につきましては、0円としているところは、茨木市を含めて39団体、その他につきましては、減額なしが1団体、一定程度の減額が2団体となっております。次に、その隣、非課税世帯につきましては、0円としているところが茨木市を含めて29団体、その他につきましては、減額なしが6団体、一定程度減額が7団体となっております。次に、その隣、均等割のみ課税世帯につきましては、0円としているところが1団体、半額としているところが茨木市を含めて21団体、その他につきましては、減額なしが18団体、本市の半額より上の設定が1団体、半額より下の設定が1団体となっております。その隣、きょうだいがいる場合の2人目以降の額につきましては、2人目を半額としているところが茨木市を含めて36団体、うち5団体については、さらに3人目以降に減額を設けており、また、36団体中8団体につきましては、本市では設定のない延長利用料についても半額としております。その他につきましては、減額なしが4団体、本市の半額より上となっておりますのが2団体となっております。最後に、その他の列でございますが、ひとり親世帯に関する規定を設けているのが、3番の熊取町、7番の松原市、8番の四条畷市、12番の能勢町の4団体がございます。そのうち、松原市、四条畷市につきましては、非課税世帯かつひとり親世帯等の場合0円となりますが、そもそも茨木市におきましては非課税世帯は0円となっておりますことから本市同様の額となります。本市では、最高額となる課税世帯であっても、ひとり親世帯等であれば減額となる場合の規定を設けておりますのは、熊取町及び能勢町の2団体となっております。

以上で説明を終わります。

(福田会長) 事務局、ありがとうございました。

それでは、質疑に移りたいと思います。いかがでしょうか。

ただいまの説明について、何か、まずは質問等あれば、お受けしたいと思います。委員の皆さん、どうぞよろしくお願いたします。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) おやつ代等のところで非公表という部分、結構たくさんあると

思うんですけど、これについては、行政に確認しての非公表ですか。一般的にホームページ等で非公表という意味ですか。ちょっとそこから辺、お願いします。

(福田会長) ありがとうございます。事務局お願いします。

(幸地課長) 今回、公表額とさせていただいたのはホームページ等で公表している額で、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

行政に確認をして、大体このぐらい取っておられるということ公表されていなくても確認はしているんですけども、それについては載せておりませんことと、あわせて行政のほうでは把握されていない、例えば保護者の会でおやつ代を徴収されているというところにつきましても、会によって金額がさまざまであるということから、今回載せておりません。

(福田会長) ありがとうございます。

どうぞ。

(原田委員) ということは、市の中でも、施設ごとに違うかもわからないということも含めてという、そういう状態だという意味ですね。

(幸地課長) はい、そのとおりでございます。

(原田委員) わかりました。

(福田会長) ほか、いかがでしょうか。

井元委員、どうぞ。

(井元副会長) 同じくおやつのところなんですけれども、茨木市の場合は0円ですけど、各自持参としております。

今、ここ、これを見せていただきまして、各自持参というほうが非常に少数な感じなんですけど、非公表の中にはそういうふうにも、実は各自持参にしているというふうなところもあるのでしょうか。

(福田会長) どうぞ。

(幸地課長) 以前に確認をさせていただきましたところ、家から持参、茨木市の方法のようなところはごく少数でございます。自治体、事業所が提供するという団体と、それから保護者の方が独自にお金を集めるなり、購入するなどして準備されているというところに二手に分かれるかなと思っております。本市のようなところは少ない状況でございます。

(福田会長) ありがとうございます。

現在、こちらの利用料等、おやつ代等も含めて考えていくというところで質疑を進めてもらっていますけども、基本的には今回の事務局案でいきますと、現在の最高額でいきますと島本町になるんで

すかね、島本町、ほぼ同額程度ということでしょうか、1万3,200円ということですね。ただ、茨木市の場合は、これとは別に、また、おやつ代はそれぞれかかってきますよということになるかと思いますが、その点、確認していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、前回1つ課題になりました、いわゆる基本料、延長利用料をのけた額で見た場合どうなるかというところの確認を今回させてもらったということになるかと思いますが、利用料でも大きくはね上がる場所がありますけれども、おやつ代等を含めてでも非常に高いところにくるというところがございます。

とりあえず、この件に関してはよろしいですかね。

(井元副会長) 違う点から、よろしいですか。

今回、各市について比較の表を載せてくださっているんですが、今回、この審議会ですることではないかと思うんですが、例えば対象の学年だとか、その違いというのは、各市によってそれぞれ違うかどうかというのはデータとしてお持ちなんではないでしょうか。

例えば前回の資料では、北摂各市町の比較というのがございましたので、北摂だけでもよろしいんですが。

(福田会長) 事務局、どうぞ。

(三好係長) 申し上げます。

まず、茨木市と同じ3年生までとしておりますところが、高槻市、摂津市、池田市でございます。4年生までとしているところが、吹田市、豊中市、島本町でございます。6年生までとしておりますところが、箕面市、豊能町、能勢町。7市3町ですと、そういった形になっております。

(福田会長) ありがとうございます。

井元委員、どうぞ。

(井元副会長) これはあくまでも意見なんですけど、今回、費用を上げるということは根拠を示されていますので、それはそれでいいと思いますか、そうなんですけど、内容の見直しというのも、また、ここでの審議ではないんですが、あわせてしていただきたいというのが私の意見でございます。

私もちょっと吹田のほうもかかわっているんですけど、吹田も今4年生ですから6年生までにしようかという議論もしたりしていますので、今の段階で3年生までというのは、北摂の中でも非常に少数派になってきております。今、4年生に対するニーズはあるという

ことが、第1回の資料か何かでもございましたので、そのあたりもあわせてされることを意見として申し上げます。

(福田会長) ありがとうございます。

樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) 同じくなんですけども、前回もほかの件で申し上げたと思うんですけども、金額も問題だけれども、やっぱり充実した保育ということがやはり保護者の方は望まれているんじゃないかなと思うんです、お仕事をされている方が預けられるということでは。そういう意味では、今、副会長がおっしゃったようなこととか、それから施設の問題ですよ、そういうところとか、そういう形で。

それから、おやつの問題も、おやつを持参という過程も、私も学校の中にいましたので知っていますけれども、そのあたりの中のところとかも、やはり丁寧に進める中で、だからこれだけの金額を上げていく必要が、充実した保育だけじゃなくて、やはり均等で、そしてこういうふうにして考えていきますよという意味では、私は最高額であったとしても、茨木市としてこういうことやっているんですよという旨があったら、それは全然問題ないし、保護者の方も何を望まれているかいうたら、金額を抑えて保育が何か薄っぺらになるよりは、金額が上がっても、やはり子どもたちが満足、笑顔のある保育をしていただけたらと思われているような気がしますので、そのあたりも具体的に示していただけたら、すごく。予算も、前回、副市長もないよということをおっしゃっていましたが、その中でやはり考えていただけたらなと思います。

(福田会長) ありがとうございます。

多分、資料の検討に際しましては、事務局から示していただいたものを見て、何というんでしょうか、こちらからすると、なるほどそうかというところの以上のものはなかなか出てこないのかなというところですね。

ただ、やっぱりプロセスで利用料の額を他市と比較した場合、これだけのものが挙がってくるということに対して、委員としては、やっぱり気になっているのは、これが妥当だといえる根拠がしっかりあるのかどうかということだ思うんですね。なので、そこらの検討をやりたいということになろうかと思っておりますので。

ただ、一応、この資料についての検討を一度した上で、その背後にあるものといいたいまいしょうか、背景のようなどころについて検討していくというところで結構かなと思います。

これまでの議論でいいますと、事務局としては、学童保育の中身はかなり充実させてきていると、そのことと、以前から見直すということをお前提としておったので、そのタイミングが今だということだと思いますけども、それだけで果たして進められるかなというところについての議論を、この後、行っていききたいなというふうに思います。とりわけ中身の分ですかね。

また、この資料でもわかりましたように、おやつ代について、各自持参というというのが、割とレアだなということとか、その辺も含めて考えたときに、額について検討するとき、中身もセットかなというところになってこようかと思えます。

ありがとうございます。とりあえず、利用料との最高合計額の一覧ですね、これについてのご質問等は、今の段階ではよろしいでしょうかね。

ありがとうございます。とりあえず、済みません、今いただいている中身、今後について後ほどお時間取りたいと思いますので少々お待ちください。

それでは、いただいている資料の2点目、利用料と区分でございますけども、こちらについて先に議論させていただきたいというふうに思います。

これ、済みません、今、いただいている資料は、現行制度のもので、これが先ほどの資料の、前回資料の8ページですよね、そのうちのBの2というところにいきますと、8,000円になってくるということですので、基本利用料のところていくと、トップの額に並んでくるというふうな理解でいいですかね。

(三好係長) 月曜日から土曜日は別料金の設定でいきますと、9,600円になりますので、そうなるが一番に。今、堺、島本、熊取町は、月曜日から土曜日の利用料に分けておりませんので、8,000円だけなんですけども、うちは今のままでいきますと月曜日から金曜日 8,000円があって、土曜日は別料金で 9,600円超えるとなりますと、同じですけども一番高くなると。

(福田会長) ありがとうございます。

今、事務局から説明がありましたように、今回の事務局からの提案の額でいきますと、とりあえず最高額がトップになりますよと。さらに、こちらの一覧見ておきますと、利用料を月金と月土で分けている市町村というものが、どれだけありますか。

(三好係長) 11。

(福田会長) 11 ある。なので土曜に丸がついているところですかね。

(三好係長) はい。

(福田会長) という意味でいきますと、全部で 42 で見ていきますと、11 ということですので、どちらかというところと少数派になりますよということになろうかと思えます。

ここらについても、委員の皆さんからご意見いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) 土曜日に金額が上がるというのは、やはり雇用体系が変わるからですか。そうじゃなくて、何か理由があれば教えてください。

(福田会長) 事務局、どうぞ。

(三好係長) まず 1 つは、月曜日から金曜日の間、最大 5 日、月曜日から土曜日ですと最大 6 日となるのと、あと、ふだんの学校の日でいきますと、月曜日から金曜日ですと大体 2 時半からのご利用で 5 時までの 2 時間半。土曜日になりますと朝 8 時 15 分からのご利用になりますので、おおむね 9 時間程度の利用となりますことから、今のところは、市としては差を設けているところがございます。

(福田会長) ありがとうございます。

そういうふうに聞きますと、なるほどなというところもあるんですけども、府下の市町村全体で見ると、その考え方が少数派であるのは、何でかなというのがちょっと私もわかりかねるところがあるんですけども、事務局としては、はい、お願いします。

(三好係長) もう 1 個の考えといたしまして、例えば月曜日がお休みの方、理容関連の方とかですと、そもそも月曜日利用されない、火、水、木、金、土の 5 日になるんだったら同じ 5 日じゃないかというふうな考え方もありますので、どちらの考え方に立ってもご説明はできるのかなと。最初のうちの設定の中では、先ほど申し上げたように、最大 5 日と 6 日というところで差を設けていますけれども、そもそも月曜日から金曜日のうちにお休みがある方というのは利用されないことが多いので、利用日数の総数でいくと、差を設けないことでもご説明としてはできるのかなと考えております。

(福田会長) わかりました。ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) 今のこれは、案としてということだと思っておりますけれども、また別の形として、いろんな不規則勤務をされておられる父兄の方であるとか、例えば接客サービス業で、例えば土日働いてらっしゃっ

てとか、平日がお休みですというような方とか、それから看護師さんであるとか、そういった形で、一般的に月金のお仕事ではない方に対しての措置といたしますか、例えば、よその市町村では、日額で幾らとか、月の回数で幾ら、何回までだったら幾らとかいうのもあると思うんですけど、今のところは、市としては考えておられないということですか。

(福田会長) ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

(三好係長) 済みません。日額を設けているのは、あくまで延長の部分だけですので、基本利用料については、府内 42 市町村、分けているところはございませんので、基本利用料の部分については、日額で分けるという考えはないかなと考えております。

(今井委員) それは、そこはいたし方ないところという形ですかね、そうなるかと。

(三好係長) そうですね。今、現状、例えば民間さんでありましたら、週 1 日幾ら、週 2 日幾らと設けていらっしゃる場所もあるかと思うんですけども、自治体でいいますと、そういったところはまずないと。延長保育につきましては、きょうは延長要らないよ、あした使うというところで月に 2、3 回しか使わないのになという部分はあると思うんですけど、基本的には基本時間の部分では使うというところの考えでおりますので、スポット利用的な部分、週 1 回、2 回というところであっても同じ料金を徴収するかなというふうには考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、ご意見いかがでしょうか。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) 済みません、前に数字が出てたかと思うんですけど、土曜日と平日の割合どれぐらいでしたっけ。土曜日を申し込んでいる、全体のどれぐらいでしたっけ、割合的に。ちょっと済みません、数字が出てたかもわかりませんが。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(三好係長) 去年の 28 年度の数字で申し上げますと、土曜日の利用をされておられるのが、大体ですけれども、月曜日から金曜日が 7 割程度、土曜日を登録されている方が 3 割弱ですね。

(原田委員) ありがとうございます。

そうすると、分けているほうが市民の方にとってはいいんだなと

ということになるのかなと思いますね。余り利用率がないのに、一緒くたの料金設定というのは、というようなことでいくと、予定されているような感じのほうがよいとは思いますが。

(福田会長) ありがとうございます。

委員の皆さんいかがでしょうか。今、原田委員から、分けているのが妥当かなというご意見だったかと思います。府下の状況も見ながら、もしくは、先ほど確認させてもらった月金と月土の利用の状況から見た場合、いいのかなという話でしたけども。

いかがでしょうか。済みません、月金、もしくは、月土で利用されている方の、大体1週間当たりの利用日数って何日ぐらいかとかそういうデータってありますか。

事務局、お願いします。

(幸地課長) ちょっと数字が出るかどうか、今、確認させていただくんですけど、月曜日から金曜日のお申し込みの場合ですと、月曜日から金曜日の放課後、家庭に保護者がいらっしゃらない方を対象というふうにしていますので、もちろん、習い事の関係でお休みされたりとか、月曜日から土曜日申し込んでおられる方でも、水曜がお休みの保護者の方がいらっしゃったら、そこは利用しないとかっていうのは各ご家庭によってさまざまかと思いますが、ちょっと要件としては、月15日以上、保護者の方が家庭に不在、それが3カ月以上というところが要件になっています。

(福田会長) わかりました。といいますのは、何となくここでの料金体系というのは、本当に使うかどうかは別として、一応押さえてますよみたいなところになってくるのかなと。それが延長のところとかって割とわかりやすい設定になっているかと思うんですね。なので、出なければ結構ですけども、多分、延長も申し込んではおるものの、使うときと使わないときがあるっていうのは何となくあるかなということから考えるときに、月金、月土を分けない市町村の考え方というのは、多分、大体週に5か6のうち、5なり4なりというんですかね、ちょこちょこ空きながらも、ならして見ると、この程度かなというところを取っているのかなというふうな理解なんですけどね。私、今これを見ながらの感想なんですけども。

そういう意味でいくと、茨木市の場合は、月金、月土のところ、もしくは、他市も含めてなんですけども、そこになると、やはり土曜日の時間ですね、結構長いよというところも含めて別枠で取りましようかということになってくるのかなというふうになるかと思

います。

ただ、そうなってくると、また今度は、前回の議論でも出てきましたけど、夏季は夏休みとかはどうやみたいになってくると、まあまあ時間が長いんですけども、額は多分変わらないんですよ。なので、2つの考え方が混在しているかな。丸めて取る部分と、ある程度時間で取るよというところが混在していて、今の料金体系になっているので、そこらを我々としてどう考えるか、少しご意見いただければなというふうに思いますけども。

事務局、どうぞ。

(幸地課長) 済みません、ちょっと今、少し古い調べの結果が出てきて、土曜日につきまして、出席率、30の学童保育数を平均しますと5割くらいですので、例えば月4回土曜日があっても2回しか使わないよという方についても土曜日の申し込みをしていただかないといけませんし、もっと言うと、1回しか使わなくても申し込んでいただいておかないといけない。月単位で利用料を徴収しますので、来月は土曜日1回も使わないわということが事前にわかっているならば、その月は土曜日利用やめます、また次の月から申し込みますというような申請は現にやっていたらいい方もいらっしゃると思うところなんですけれども、ただ1点、要件としては、保護者の方のお仕事がないと利用はできないということですので、土曜日を申し込める方っていうのは必然的に少なくなってくるというのはございます。その中でも、お守りがわりにといいいますか、急遽お仕事になったときのために申し込んでおられるという方が多いのかなという、数字を見ますと、実際は登録はもうちょっといてるけれども、学童保育室に行ってみると土曜日の子どもたちっていうのは少ないのかなというところもございます。

(福田会長) ありがとうございます。

何となく実際の学童保育の稼働状況のイメージがつくような説明をしていただいたかなと思いますけども、いかがでしょうか。

三角委員、どうぞ。

(三角委員) となると、土曜日を延長保育のようなオプション設定にはできないですか。

(福田会長) 事務局、どうぞ。

(三好係長) 1つ問題となりますのは、例えば事前にわかっている場合であればいいんですけども、例えば土曜日にお子さんが誰もいらっしゃらない、きょうは0人ですよという学童が実際あるんですね。そう

いった場合、もうあらかじめわかっている、土曜日誰も来ないという場合は、指導員は1人の出勤でいいわけで、一応、連絡用に1人。ところが、お子さんが1人いらっしやった場合、来られた場合ってというのは、指導員を2人必ず配置しないとイケないという国の基準がございまして、例えばオプションにした場合、どの点でそれを取るのか、勤務の配置とかがあっていうところ、ちゃんと事前にそれができるかどうかというところが1つ課題となってくるのかなというふうには考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

そういう意味でいうと、各府下の市町村でいくと、いわゆるオプションで土曜日みたいな設定の市町村というのはあるんでしょうか。事務局、どうぞ。

(三好係長) 例えば土曜日利用された場合に別々に設けるという形はとっておられるところはないです。あらかじめ基本料として、月から金、月から土曜日を同額にしているか、既に分けているかというところになってきます。

(福田会長) わかりました。ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) 茨木市として、学童保育の受け入れの人数というのは、今後ますますふえるであろうというふうに見ておられますかね。それに対して、どんどん受け入れ人数をふやさないとイケない、しかもいろんな部屋とか、施設をどんどん確保しなくてはイケないという中で考えると、先ほど質問でスポットとか日額でっていう話をさせてもらったのは、子どもの居場所をつくるために学童保育はあったほうがいいんじゃないかという趣旨でいくと、例えばそういうふうに毎日でなくても、何曜日と何曜日と何曜日だけでも使わせてほしいという声は、多分これからどんどんそういうニーズも出てくるんじゃないかなと。

今は、月金か月土で、別に習い事行こうが行くまいが、それはその子の自由、それはお家のことなので関係ないという言い方ももちろんできるんですけど、ただ金額がこうやって、もしこうやってどんどん上がってくるというのであれば、なおさら、もっと効率よく使いたいとか、例えば夏休みだけ使いたいとか、例えば週3回だけ使いたいとか、週2回だけ使いたい、ただ、でも、それは大分一番最初に申請のときにきちんと決めてそのとおりでいかないと、それこそ人員の配置、指導員の先生の配置とかの問題もいろいろあると

思うので、かなりハイレベルというか、難しいことにはなると思うんですけど、ただ、今後そういうふうに入れ人数を拡大していくというふうに、利用も多いだろうというふうになったときに、それはもう、ぼんと一くくり、月金の枠をふやしたらいいか、月土のそういった全体の人数を受け入れをふやす方向がいいというふうを考えているのか、それとも、例えばそういった形の週何回だけでもというあれでも、少しでもできるだけ多くの子どもが居場所がつかれるように学童保育の形を考えていこうとしているのか。それによって、多分、保護者の考え方もいろいろだと思うんですけど、私がたまたま対象者だから余計に思うのかもかもしれませんけど、そうやって、例えば週1とか週2しか使わないのに1万幾らって、わあ痛いなというふうに思うのは、多分、親としては普通に思うところもあると思うので、だから市として、それでもやっぱり、あくまでも今までずっと月金か月土のことやってきたし、夏休みも変えずにやってきたから、ずっとこのままいきますよと言ったら、それでいくんであればもう仕方がないというふうを考えて、声も出てくると思いますけど。

茨木市全体として、全体の人数がふえるであろうというところで見えていて対策を練っていくというふうにするのか、いやいや、そういうふう民間のところみたいに、週1利用、週3利用、夏休みスポット利用みたいなようなところも考えていけるようにするのかという、あらかじめそういう方向性というのが少しでもわかるようであれば、この時点で教えてもらいたいなと思うんですけど、どうですか。

(福田会長) 事務局、どうぞ。

(幸地課長) まず、利用児童数につきましては、確実にふえていくものと考えております。先ほどからご指摘のある対象学年の拡大ということもあわせて考えますと、ますますこの事業につきましては拡充が必要な事業だと考えております。

あと1点、先ほどから要件ということをずっと言っているんですけども、放課後児童健全育成事業、これは、どなたでも小学校に行っておられる児童が来られる事業ではなくて、放課後、家庭に保護者の方が不在になる児童を対象にした事業ですので、そこはスポット的な利用ということについて、前回からもご指摘いただいているんですけども、茨木市でやっています放課後子ども教室とは扱いが違うものと考えておまして、通常は月曜日から金曜日に来る

ことが前提の児童を受け入れている事業でございます。

あと、ちょっと質の向上というところに関しまして言いますと、そこにあわせて言いますと、指導員は年間計画とか月間計画、それから週案とかいうこともつくって、細かくやっている中で、近年、ここ数年ですね、やっぱり習い事があるのでとか、きょうは誰々ちゃんと遊びたいのというようなことでお休みされる子どもさん多いらっしゃる、それはそれで、そういう使い方なのかもしれないんですけども、子どもたちがそろっている中で、こんなふうに取り組みたいという思いを持って、そういう保育をしていこう取り組みもしている中で、ちょっととまり木的な利用になりますと、それはそれでまた保育内容を考えていかないといけないのかなというふうにも考えております。

夏休みだけのご利用というのは、1回目のときにもご説明させていただいたかと思うんですけども、普段の学校があるときは、お家に帰ってこれるからいいんですけども、夏休みとかは朝からお仕事に行かれるパートタイマーの方であるとか、そういう方からのお声は頂戴しておりますので、この事業でするものなのか、市として何か考えていかないといけないのかは、どこで考えるかはわからないというか、どこかで考えないといけないことなんですけれども、今の国が言っています放課後児童健全育成事業としましては、年間を通じて保護者のご家庭に放課後不在になる児童ということを対象にしているというところは少しご理解いただきたいかなと思っております、そういう意味で言いますと、他市の動き、基本料金の回数というところについては調べたことはないんですけども、なかなかそういう動きにはならないのかなというふうに判断しています。

(福田会長) ありがとうございます。

事務局、どうぞ。

(三好係長) 委員のおっしゃったように、曜日の利用で、その都度人数、これがもし均等に人数がなるのであれば、場所の確保としてはいけるんですけども、例えばそれが分けたところ、80人いらっしゃって、全員が週3の利用だとしたときに、仮に、それが全員が月曜日だけを利用されるとなったら、やはりそれだけの面積の確保をしないとイケなくなってきました。それに合わせて確保したところで、例えば年度の途中で習い事が変わったので曜日変わりましたとなったときに、また人数が変わって、場所が同室となったときに、うちも学校にお借りしている立場もございますので、やはりある程度場所の確

保としては、最大数で入るだけの場所の確保というのが用意としては必要になってくる。年度途中で教室もう1個貸してくれてというのは、学校もなかなかお答えをいただけない部分がございますので、そういったところでも、ある程度最大の部分というのは見ないといけないのかなと思っております。

(福田会長) ありがとうございます。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) そうしたら、今、お答えいただいた形でいくと、居場所づくりということはありますけども、学童保育はあくまでも働いているお父さん、お母さんの留守家庭のためのというところがあるので、その趣旨は趣旨でと、事情があったとしても、そういった形の利用は現実的にちょっと難しいという、そういうふうにスポット利用であるとか、週3利用、夏休み利用というのはちょっと難しい。夏休みだけは、そういうような形で事前にわかっていたら対策としては、案としては考えられないこともないということだと思いますけども。じゃあ、そういったとまり木的なというか、そういった居場所づくりというところに行くのであれば、またそういった放課後子ども教室であるとか、別の形での対応をという形になった上でとなると、学童保育の保育料が上がったとしても、逆に言うと、学童保育の保育料が上がるのであれば、がつつり利用したいというふうに思う親御さんもふえるかもしれないので、そこは今まで以上にがつつり学童保育としてきちんと内容も充実させていただければというところの声も上がってくるのではないかなというふうに思います。

ありがとうございます。

(福田会長) ありがとうございます。

樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) やはり私も仕事をする保護者の方を支援するのが学童保育だと思っておりますので、15日なのか、その辺はわかりませんが、今時点、15日だったら15日の中で、いかに保護者の方、15日以上の中で保護者の方がどうするのかというところで納得する、料金に戻ると、スポットとかそういう形はまた別のことであって、1つはやっぱりこの料金がこれの中で適正かどうかというときに、今、説明を受けた時間というのがとっても大事だと思うんですね。月金の時間というのは、子どもたちは1年生とか3年生までだったら、2時半ぐらいには帰って、そこから5時か6時までとか、そういった形で入るわけです。それから、土曜日、朝お弁当持って行って、

お弁当のこともせなあかんし、それから長い時間中で、短時間と長期の保育というのはやっぱり負担が大分違いますし、子どもも集団がありますので、そういう意味では、保護者の方も土曜日を長時間にして均等割ですということ、長くみれることは、利用するしないにかかわらず納得されるんじゃないかなとは思いますが。

それから、やはり1つの集団があるんですね。私も何度ものぞいたことありますけども、やっぱり1つの教室なんですよ。そしたら、その中で、確かに入れかわり入れかわり来はるけれども、やっぱり常時来る子がほとんどです。お稽古では抜けて、また来るかもしれへんけれども、そういうところの中での1つの先生が集団を見守っているということでは、やはりきちんと月間の計画の中で、この日を使いますという形でないと、やはり預かりではないので、保育ですので、そのあたりを何度も言いますが、充実させながら、教室としての維持管理ということを中心を置くためには、月間の費用という形で、これが最大キャパの中でどうできるかということをやっていたらなと思います。

(福田会長) ありがとうございます。

先ほどの利用料の最高額の議論のときにも絡むんですけども、割とやっぱり、今、利用料と区分一覧の議論に入っていますけど、やっぱりこの中身とリンクしてくるんですね。なかなかここを分けてというのがちょっと難しいかなというところがあるかと思うんですけども、利用料が上がりますよというときに、一定、それに伴って中身も充実しますよというのは、1つ納得のいく議論かなというふうに思うんですけども、基本的に、先ほども申しあげましたけど、今の提案というのは、もう今充実していますよというのが基本的な立ち位置ですよ。なので、それに見合った額にしたいということになりますので、そこについての議論があるかなと。

今、ちょっと議論を、委員の皆様方の意見を一定考えてみますと、これまでの部分について、一定額が上がってくるということと合わせて、子どもの放課後の居場所については、額と合わせてもう少し中身の検討というものもしていかないと、なかなか話が進んでいかないのかなというふうな印象を持っております。

とりあえず、この利用料の区分の部分ですね、こういった形で、少ないほうではありますけども、月金と月土で分けるというのは、具体的な利用する子どものイメージからいくと、それなりの妥当性があるのかなというふうな意見として集約させてもらってもよろし

いですかね。

〔「はい」の声あり〕

(福田会長) ありがとうございます。

そうしますと、一応、今、事務局からいただいた資料ですね、参考資料の最高合計額、それから利用料等の区分を見ていきましたけれども、これに合わせまして、先ほど、後ほどと言わせていただきました、今後、一体どんな課題があるのかなみたいなところについての議論を少しさせてもらってもよろしいですかね。

それじゃあ、先ほど少し井元委員からいただいた、今後、市として何か見直していくような計画なり予定があるのか、その辺については、事務局としてはいかがでしょうか。

事務局、どうぞ。

(三好係長) 済みません、確認なんですけれども、先ほどおっしゃった学年の拡大であるとか、そういったところのお話ということでしょうか。

(福田会長) そうなりますね。

(三好係長) 学年の拡大につきましては、児童福祉法において、小学校6年生までというところが規定されております。現状、市としてもそういった方向に動かないといけないというところの認識は十分持っておりますけれども、現状、1年生から3年生まででも、毎年200人程度、全体でふえている状況で、待機も発生しているところで、すぐに学年の拡大に踏み切れないというところもあります。

ある程度、教室の確保であるとか、人員の確保というところを考えながら、6年生まで拡大というところは、今後、必ず検討してまいるということを考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

あと、本筋とは離れますけども、子どもの放課後の居場所のイメージをどうつくっていくのかなみたいなの、全体像みたいなものが何かありますか、茨木市としての。

先ほどの放課後子ども教室の部分もそうなんですけども、いろんなタイプの放課後の過ごし方があると思うんですけど、そこに対して、一定、市として手当てができていよというのが見えると先にも進みやすいかなというような気がするんですけども。

事務局、お願いします。

(幸地課長) 今、会長のほうから放課後子ども教室というお話がありました。茨木市の放課後子ども教室、地区の実行委員さんに委ねているところがございまして、その校区によってやっぱり開催状況がまちまち

でございます。校区によっては毎日やっているよというところもありまして、その場合ですと、先ほどおっしゃっていただいた放課後の居場所が毎日あるということですので、むしろ学童を利用しなくても、平日はそこでいいんだよとおっしゃっている保護者もいらっしゃるように聞いています。が、そうなるとう夏休み放課後子ども教室がなかったりしますので、長期休業中困るよねというようなお声も聞いているところがありまして、片や月に数回で、しかも土曜日とか、水曜日と土曜日とか、そういうところもありますと、それはなかなか日々の放課後の居場所としては、保護者の方も、学童保育に絶対入らないと困るんだというようなお声もあるというところとして、学童保育事業は、どの学校でも、30校は全て同じ開室状況なんですけれども、放課後子ども教室というところは、その課題といますか、状況が違うというところで、これを市として全体に平均ということになりますと、放課後子ども教室を担当しております部署の考え方もありますでしょうし、地域の方の考え方、それから地域の実情というのもあると思います。子どもさんの数であったりとかってということもお話をお聞きしていますので、なかなかそこが課題かなというふうに思っています。

以上でございます。

(福田会長) ありがとうございます。

多分、今回は学童保育の議論になっていますけど、1つ、放課後の居場所としては、放課後子ども教室を利用する子どもさんもいますよということと、あと、全体で見ていくというところもあるんですけど、茨木中心部、それから山間地、子どもと小学校の状況もいろいろなので、そこで必要とされるサービスの状況もそれぞれで、割とその辺については、事務局も把握されているというところかなというふうに認識しておりますけども、ただ、今、その前の話でいきますと、やっぱりまだまだ待機もありますよというところもあって、何でしょう、市民の理解を得るということを考えたときに、なるほど充実してきているなというところを、でも、うちは使えていないんですよという人からすると、なかなかその辺ちょっと難しいのかなというところで、今回利用料が上がる、これまでの議論でいきますと、これから下げるとかという議論はなかなかないのかなというふうには思っていますけども、その先に何があるのかなというところをある程度示さないと、今すぐできないことであつたとしても、市として、今後、子どもの放課後の居場所についてどう考えて

いるのかなというところを出さないと、ほか多分4年生やっている、6年生までやっているというところもありますよと。しかも、茨木市よりも安いですよといったときに、茨木市は本当に放課後の子どものことを考えてくれているのかなというのが、ちょっと見えにくくなると思うんですね。そこらをちょっともう少し先を見据えた内容といいますか、そういったものも見えてこない、額について諮問されて、なるほど上げていきますよということなんですけども、それだけでいいのかなというところについて、ちょっと議論をする必要があるかと私としては思っております。

ありがとうございます。次の議案もありますけども、済みません、ちょっと中身ですよ、その辺について少し検討してもらいたいとか、今ここで議論したいことがあれば、委員の皆さんのお話伺いたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) 先ほどのおやつ代のところにもう一遍戻ってしまつてごめんなさいなんですけど、ちょっと僕も、もう一遍資料見ていて、月額が幾ら書いてあつて、備考欄に保護者会が対応ということは、これは市が集めているんじゃないくて、保護者会が集めてはるという資料ですということですね。ということは、茨木市の場合は、0円云々ですけど、保護者会がこんな動きをしていることはあるんですか。それがちょっとわからないんですが。

(幸地課長) まず1点目の保護者会対応と記入させていただいております。こちらについては、保護者の方でお金を徴収されて、おやつを用意されてというようなところもありますし、市でやっている事業でありながら、茨木市でいう指導員がお金を保護者にかわつて集めてというところも聞いている部分があります。それは茨木市についてはしておりません。

2つ目の0円というところなんですけれども、おやつ代0円と言いつつながらも、ご家庭から持ってきていただくのでご負担はあるということと、あと、30学童ある中で、保護者の会をつくつておられるところも聞いておりますので、そこについては、会費が幾らですかというような調査をしてはいないんですけれども、独自で集めておられるということも聞いております。額については把握はしておりませんが、集めておられるところもあります。ただ、任意の団体でございますので、入らないよと言っても、別に学童保育事業は利用できるわけでございますので、絶対全員が入っているというこ

とではないと思っております。

(福田会長) 関連して、どうぞ。

(三好係長) 多分、原田委員お聞きになったのは、おやつ代を保護者の家が
独自で各自で持ってくると言いながら、保護者会のほうで用意して
いるところはないかという意図の質問だったかと思うんですけれど
も、そういったところは、現在認めておりません。

(原田委員) 聞きたかったのは、この資料は、高石市と茨木市がある程度似
ているから、高石市は保護者会対応で 1,800 円て書いてあったら、
保護者会が対応しているにもかかわらず一定の金額を出して、こう
いう金額が動いているんですよということが資料にあるんですけど、
この茨木市の資料を見ると、全くそういうことがないような資料に
なっているので、それできっと幾つかのところでは、一定、保護者
会が幾らかの集めているんですよという資料にしないと、全くそこ
には、今の係長ご説明されたことは、ここには反映されていないな
と。それで、これを見たときに、一切そういう保護者会のほうでの
お金の動きが全くないんだなというように、さっきちょっと資料見
たんですが、よくよく見たら、実はこのところでは、一定、ここ
に数字が書かれるような、調査をすればですよ、例えば認めていな
いと言いながら、実はその動きがあるんだということであればね。

ただ、私が言いたい意見は、学童保育の一番基本は、条例でいく
と、児童の安心・安全な居場所づくりと家庭にかわる生活の場を提
供して、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的とす
るから、いい意味で、保護者は安心・安全を求めて、そこに預けら
れるから、ふだん仕事をいっぱいされているんだから、子どもを預
けることで、保護者が負担を感じることはいけないなと思っていて、
ただ、わかりません、おやつをその子に持たすことは負担とは考え
ないのかなというように感じなので、例えば、そのために保護者が
何らかの動きをしないといけない。先ほど保護者会に入られていな
くても、別に学童に当然入れますよということをおっしゃったので、
そこは基本的に担保されているんですけども、そういう動きが当然
あるような状況というのは、やはり先ほどおっしゃったように、各
教室はチームというか、1つの集団ですから、保護者の集団的な意
識になったときに、それがプレッシャーにならないようにだけはし
てほしいなという、そういうことです。ちょっとわかりにくい言い
方だったかもしれません。

(福田会長) 原田委員の意見として、これ負担になっているのか、なってい

ないのかというところですね。

(原田委員)　そうですね。保護者会が別に負担になっていないですよというだけの意見で結構です。済みません。

(福田会長)　といいますと、何か事務局で把握されていることってありますか。この各自が持参するということについて、その利用者から負担について何か意見が挙がってきたりとかいうことが、あるのかなのか、もし把握していることがあったら教えてください。

お願いします。

(幸地課長)　茨木市の0円というところ、おやつ代等というところで、0円で各自持参と書いているんですけど、今、先ほどの表記のことでいいますと、保護者会対応というよりは、各ご家庭対応ということでの負担かな、そうしたら各ご家庭によって額がいろいろなので非公表というか、あらわせないものなのかなというところがあります。

保護者の会のところについては、おやつ代として集めているのではなくて、学童の保護者会独自でされる行事のために、イベントであったり、観劇であったり、例えば夏のキャンプに行かれたりとか、そのために集めているというふうに把握をしております。他市で一部、例えば教材費等含むところ書いているかと思うんですけども、例えば折り紙であったりとか、夏の虫かごを保護者の方に買っていたらという私たちは認識でございまして、それは茨木市については、市の予算で賄っているものですので、保護者の方に買っていたかなくても対応している事業であると考えております。

(福田会長)　ありがとうございました。

そういう意味でいいますと、見せ方の問題もあるかと思うんですけども、おやつ代等のところで、他市を見てみると教材費含むとあって、要するに、今、課長がおっしゃった教材費については、茨木市の見せ方でいくと基本利用料に含めて対応しているということなんですけども、基本利用料の中身を検討してみると、いわゆる本当の利用料、日々生活するための部分と、子どもがそこで遊ぶということですかね、いろいろやるためにかかってくるお金も入っているということは、見せ方として分けることってできますか。利用する側からすると、出していくものは一緒になってくるかもしれないんですけども、この表、なかなかこんな表を見る機会なかなかないかもしれないんですけど、何にかかっているのかなっていうのが、もうちょっとわかると、なるほどなというふうな気もするのかなという気もしますけども。

事務局、どうぞ。

(三好係長) おっしゃっているのは、例えば指導員の人件費で幾らであるとか、備品、例えばロッカーであるとか、本棚であるとかというところに幾ら、あと、今、申し上げたお子さんが使ってもらう教材に幾らとか、そういったところが出るかという。

(福田会長) そういうイメージですね。

ここ、例えば何でしょう、交野市は教材費含む育成活動費というのも入っているんですね。ここにおやつもきつと入っているんでしょうね、交野の場合のイメージでいくと。

このイメージの茨木版でいくと、茨木の場合はおやつ代は出ないですから、ここからおやつ代を抜いたような額が幾らぐらいになるのかなみたいなのが見えてくると。

(三好係長) 他市の金額の中でということ。

(福田会長) 茨木の。茨木は込みでやっているの、そういう意味でいくと。

(三好係長) 一応、年間でいいますと、教材として使える部分というと1人当たり2,500円、年間ですけども、取っております。月に割ると、だから200円がお子さんの、今いうたら消耗品として使う部分ですね。それ以外に、もちろん実際、教材費として取らないですけども、例えば、はさみであったりとか、のりであったりとかということに関しては、こちらで全部用意していますので、そういうところも含めますと……。

(福田会長) そういう意味でいうと、おやつ代を抜くと、割と額としてはそんなに乗ってこないイメージですかね。

済みません、他市のものは、おやつ代等で込みなので。

(幸地課長) 他市は全くおやつ代です。ここに書かせていただいている。「等」にしているのは、済みません、教材費も入れますよというところもあるので、それこそ見せ方の違いなのかなというところもあるんだけど、ちょっと実は公表はさせていただいていないんですけども、例えば非公表の中でするので市の名前は言えませんが、校外学習代を保護者の方に負担いただいているというところがあったりですとか、これも非公表なんですけれども、夏季、7月から9月の間に冷房代というふうにとったりというところもあるんです。ですが、茨木はそういうものは、光熱水費を取っているところとかというのはなかったりとか。あと、夏休みは長い1日を過ごすので、別途幾らか、夏季休業中、長期期間中は取りますよというような表記のあるところもございます。

(福田会長) ありがとうございます。

何ていうんでしょう、この表記というか、説明の部分の問題になるかなと思うんですけど、割と茨木市はそういった意味での良心さというんですかね、ちまちま取らないよというんでしょうかね。

(幸地課長) 予算で。

(福田会長) やっていますよね。なので、その辺の見せ方的な部分ですよね。何にかかっているのかなみたいなところを、ぱっと出すところもあるし、出さないところもあるというところで行くと、要するに何なのというところがもう少しわかるような見せ方っていうのを考えてもいいのかなというふうな気はしますけどね、利用する側からすると。

済みません、ちょっと私の話が長くて申しわけない。

榎本委員、お待ちいただきまして済みません。お願いします。

(榎本委員) 私のほうも一番最初に早く出し過ぎましたけども、何というのかな、充実の中には、私は一番気になるのは指導員さんの充実ということがすごくあると思うので、他市に比べて人数では手厚いですよということは、料金検討の中で、前回お話しいただいたんですけども、ただ人数ばかりでは、これまた学校の先生、担任と一緒に、やっぱり教室の指導者として、やはりどのような充実をしていただけているのかいうのもすごく大事だと思うんです。手厚くて、そして、子どもたちを見る目を育ててくださっている、指導してくださっていると思うんですけど、それには陰ながらいろんなことを、研修も含めて学童保育課のほうでは充実されていると思うんです。そのあたりを次回で結構ですので、どういう研修内容で、指導員に対してこんなふうな充実をして、やっぱりこういうような教室運営をお願いしていますよというような形を、そして、並べて差がないような充実度があるのかどうか、差がなしで、やはり金額を取ってもらっていますので、そういうような保護者の中では、やっぱり学校なんかでは、いい先生、何とかの先生なんていうこともあるけど、そういうことがないような充実度を考えてくださっていると思うので、そのあたりを示されるような資料がいただけたらとは思いますが。人数も含めて、人数はいただいていますけども。

(福田会長) ありがとうございます。

事務局、お願いします。

(幸地課長) きょう、ちょっとお手元にお示しさせていただいていないんですけども、昨年度、28年度の研修の回数及び研修予算一覧という

ことで、他市の状況も調べました。

この資料には、大阪市も含めているんですけども、茨木市、年間の指導員研修の回数 25 回行っておりまして、これは熊取町の 30 回、30 回というのは予定ですので、実際どれだけされたかはわからないですけども、茨木市 25 回の予定で 25 回実施しております。

予算につきましても、これは突出して高いところもあるんですけども、予算 48 万円ということで、これも府内で見ますと 2 番目になります。25 回というのも 2 位なんですけれども、回数、それから予算は充実しております、そのほかに指導員会議ということで、正規の職員、任期付の指導員集めまして、年間 5 回、お昼からのお仕事ですので、午前中に集まって、他の学童保育室の様子を話し合ったりとか、あと、内容でいいますと、学校の先生方も行っておられるような公開授業とかいうことありますよね、そのようなもので、交換実習ということで、他の学童保育室に行ってみて、どんな取り組みをしているかというようなことも、ここ数年、実施をしてくれていますので、研修の機会というのは、かなり多くしているかなと思っています。

ご指摘いただきました平均して差がないようにというところでは、もちろん経験年数のたくさんある指導員と、まだ実績のない、経験積んでいない指導員というところでは、なかなか差がないというところは難しいんですけども、その差を埋めるべく、新規の職員には新規の職員向けの研修とか、あと、今、発達障害というところも、児童もふえてきている中では、そこに特化した研修など、実践的なこともやっておりますので、私はそこは誇れることであると考えております。

(樫本委員) そういうことって、聞かせていただいてわかったりするから、ぜひぜひ。

(福田会長) ありがとうございます。

例えば、城谷先生どうですかね、今の 25 回、年間やっておるということなんですけども、実際、事業者として、研修の中身と回数的には充実度という意味でいうと、どんなご感想をお持ちですか。

(城谷委員) それはもうすばらしいなと思うんですけど、それに反比例して、結局それによって経費がかかってくるということになってきますから、それは充実するための、しているための費用を上げるのはなぜやという理由づけしたらいいいんですけど、その理由づけはそうですけども、逆に、そういうふうには充実していけば、また逆にどんど

んどんどんとふえていくということになっていきますよね。

ですから、先ほどの土曜日のことなんかもちよっとあれだったんですけれども、土曜日なんか保育園でもそうですけれども、私ども学童やっていますけれども、土曜日なんか、ほとんど利用者がいないような状況で、それでもやっぱり職員を確保しなければならないというようなことを考えたときに、やっぱり費用がどんどんどんどんかかってくるというようなことで、いいようにすればするだけかかってくる。値上げいうんか、費用を保護者から取れば、その理由づけがあるということになって、理由づけをきっちりしていくと、また、それに対して負担がふえていくという、たちごっこみたいな状態になっていきますので、どこでどんなふうに線引きをしているのかなということは、大変難しいと思うんですけれども、ただ、先ほどもおっしゃっておられたように、いろんな意味で、またオプションつけたり、付加価値つけたり、利用しやすいような形をつくっていくというのが、市民のための学童だろうと思うんですけれども、その辺のところの線引きが大変難しいなというふうに、自分のところもやっていて、そんなふうに思いますね。

(福田会長) ありがとうございます。

今、ご意見いただきましたけど、充実した研修をしてくださっているということを確認できたかなというふうに思います。

ほか、よろしいですかね。

済みません、1点、指導員の要件であるとか、人数、研修等と充実させてきているということはよくわかりましたけども、それを受けて、実際、学童保育の利用者の方の受けとめ方はどうなのかみたいなデータとかってありますか。要するに、簡単に言うと満足しているのかみたいなのところだと思うんですけどね。こちらとしては、場所を充実させましたよと、研修もしていますよ、人も入れていますよということで、ちゃんとやっていますよということなんですけども、利用されている方が、なるほど、よしというふうに思っていて、一歩先に進めるのか、いやいや、そこまだまだちょっと足らんのちゃうかみたいなのところで、また料金上がるのみたいな話になってくると、こちらとしての議論としては、納得がいく部分もありますけども、利用者目線に立ったときに、うんと行使できるものがあるかというところが気になるころではあるんですけど、何か事務局的にそういった日々の利用者の満足度みたいなのを取っているデータとかってあるんでしょうか。特にない。

(幸地課長) お声として聞く場合は、やっぱりお叱りの部分が。よいところというのは、満足されているところは、ふだん満足しているよというお声は、済みません、なかなか聞けないのかな。お声がないのが満足しておられるのかなというところなんですけど、やっぱり声を上げてこられるというところでは、それは、やっぱりお叱りの部分が多くなってきてしまいます。

(福田会長) ありがとうございます。わかりました。

それ、ニュースと一緒にやと思うんですね。日本の新聞読んだら、とんでもない国みたいに思いますけど、大体平和で、多くの人は幸せに暮らしているわけなんですけど、たまには大きな問題が起こるとえらいことやなということになるわけなので、そういう意味でいうと、何かちょっと時間的に余裕がないという気もしますけども、利用者の方のお声というものをもう少ししっかり聞くことができると、我々としても、よしこれでというところが言いやすいかな。それは私も同じような感想を持っていて、特定の事案をもとに、これはあかんみたいな話になってくると、それって全体をあらわしているのかなというのは、どうしても見えなくなってくるので、そこはちょっと利用者目線での満足度みたいなものがわかると、前に進みやすいかなというのが、ちょっと課題としてあるかなというような気はしていますね。

今井委員、どうぞ。

(今井委員) 多分、今回の討議で出した方がいいかなというふうに思う案件ですけども、学童保育のカリキュラムというか、保育内容の中で、学童保育の指導員の方が主導で動かれる部分というのが、新入生の歓迎と3年生を送る会だと思います。それ以外のイベントというものについては、保護者がつくっている育成会が主体となって、その各学童保育室の育成会によって取り組みがまちまちなので、イベントごとにも全くないところもあれば、今、申し上げた新入生の歓迎会と3年生を送る会以外のイベントは一切ありませんというような学童保育室もあれば、クリスマス会もあります、七夕もあります、お餅つきもあります、キャンプもあります、遠足もあります、そういうふうにはたくさんある学童保育室もあります。それは、先ほど申し上げたみたいに保護者が結成したというか、育成会主体でという形に圧倒的になっているので、そうしたときに、育成会に入らないと、ほかのお子さんと同じようなあれも受けられないというような中で、仕方がない、育成会面倒くさい、定例会もあるし面倒くさい、

だけど、子どもが楽しいんだったらキャンプも行かせてあげたいし、自分の子どもだけクリスマス会参加させられないの、かわいそうだからというような理由で仕方なく育成会入っているのよというお声も何名か聞きましたし、逆に、そういう育成会があってこそその学童保育でしょというふうに言うておられるお母さんもいらっしゃいます。

なので、保護者の方によって、非常に育成会に対しての温度差というか、受けとめ方がまちまちで、去年は、育成会の会長というのをさせていただいて、各学童保育室の育成会の会長は、30校のうち、育成会ないところもあるので、大体、去年の育成会の会長会議では30校のうち大体8割ぐらいが育成会ありますけれども、そのうちの半数以上ぐらいが、毎回参加はしてくれていたんですけど、その中で、保護者によって大分温度差がありますねと。そういった中で、学童保育の内容というか、学童保育の質を高めるという中で、それもまたお金かかると思うんですけど、もう少し、じゃあ育成会なしで、学童保育の内容を充実させるようなことが、例えばさっき申し上げた新生生の歓迎会と3年生を送る会は、学童保育の指導員さんが主体的に主導権握ってやってくさっていますけど、それ以外にも何かそういったものができるのかなとか。

例えば育成会だと、結局高いお金を払って、お母さんもたくさん参加すればキャンプもできるし、いろんなこともできる、いい思い出もつくれる。でも、一方で全く育成会として、育成会、うちはありませんという学童保育室もあるので、なので、そうすると、そこでいうと、そういうのでもいいですというお母さんもいれば、えっ、いいなあ、お隣の学校の学童保育室はキャンプもあってとかって、いろんなそういう温度差がすごくあるので、そういったところを今後ならしていくのは難しいと思うんですけど、そういったところも少し考えていったほうがいいのではないのかなと。育成会はいくまでも別枠で考えないといけないということは重々承知しているんですけど、でも、実際問題、育成会でそういうのが、いろんなところで温度差がどんどんどんどん激しくなっているっていうのはあると思うので、その辺も全体にかかる費用という意味で考えると、年間に500円のところもあれば、年間に1万、2万のところもあれば、実費徴収でキャンプのときは3万、4万ですとかいうところもありますし、なので、そういったところを、もしリサーチ自体難しいと思いますけど、正直、育成会なので、学童保育とは直接市がか

かわっていないというところはあるとは思いますが、全体的な流れとしては、そういった学童保育の質というか、同じ学童保育に通わせているという中では、各学童、それぞれの学童保育室によって質がどんどん変わってくるので、そういったところも考えられるのであれば考えてもらってもいいのかなというふうには思います。

(福田会長) ありがとうございます。

なかなか学童保育ってチョイスがないので、保育所やったら、多分、保護者会ある、なしあって、やりたいという人もいれば、もう面倒くさいわという人もいて、ある種チョイスがあると思うんですけど、学童保育はなかなかそれがないので、しかも、これまでの議論で明らかになってきたのは、割と地域によって違いますよというのがるので、そこらをこれからどうならしていくのかな。もしくは市としてそれについてどう考えていくのかなみたいなどころについて、一定検討していく必要もあるのかなというふうには思いますけれども。

ありがとうございます。基本的には、利用料の大きな枠組みとしては、今の方向性ながらも、今後、検討すべき課題、いろいろ挙がってきたなというところで、1つ目については、一旦閉じさせてもらってもよろしいですかね。

ありがとうございます。引き続き、次回、検討を進めていきたいというふうに思いますので、次の案件、3つ目、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)について、審議を行いたいと思います。

それでは、前回の審議会終了時に今井委員からあった質問から始めたいと思いますので、事務局お願いいたします。

(西川次長) 前回、今井委員からいただきましたご質問について要約させていただきますと、民営化により公立が減少してきていると、さらには、民営化が今後進んだ場合、民間施設の方針で利用者負担額等の設定等ができるようになるのではないかと、そうなるのであれば、将来を見据えた利用者負担額の設定を考えないといけないのではないかとというご趣旨のご質問をいただいたかと思えます。

まず、保育所の民営化についてでございますが、現在のところ新たな計画というものはございません。

次に、利用者負担額の設定というところでございますが、第1回の審議会のときもご説明申し上げさせていただきましたが、利用者負担額については、国等が定める基準の範囲において、市が設定す

るということになっておりますので、現制度上、各施設のほうで独自に方針で設定するという事はできないという形になっております。ただ、実費徴収であったり、上乗せ徴収というところでいきますと、公定価格以外の部分というところに当たりますので、施設において設定されることができるというものですので、そうなりますと、公私間であったり、施設間において異なるという状況が生じているという実態がございます。

それで、行政のほうは、制度的に施設の裁量で設定できるものに対して、どこまで介入できるかというところの課題というのがありますけれども、公私及び施設間において差が生じていることについては認識しており、今後、また後ほど説明させていただきますけれども、審議会において、実費徴収などの部分についてもご意見をいただく予定にいたしておりますので、その際に改めてご意見を賜りたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

今井委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、きょうの資料になりますでしょうか。保育所等利用者負担額についても、他市の状況について資料を用意してくださっているということですので、事務局から説明をお願いいたします。

(中路課長代理) 保育幼稚園総務課の中路です。座らせて説明させていただきます。

では、本日の資料の前に、まずは前回までの確認をさせていただきます。

それでは、第1回審議会でお配りしました資料6の4ページをお開き願います。本市の利用者負担額は、上の図にありますように、条例では②国徴収基準額を100%とした場合、市負担25%、保護者の利用者負担75%としておりますが、実際は下の図の平成28年度実績見込みのとおり、市負担29.9%、利用者負担額70.1%となっております。条例で定める割合と乖離がある状態となっております。

次に、5ページをお開き願います。国徴収基準額と本市の利用者負担額の関係についてですが、国徴収基準額には2つの基準があり、1つは7ページ、別紙1にありますように、所得階層や利用区分により定められた利用者負担の上限額基準、もう1つは、8ページか

ら 11 ページ、別紙 2 にありますように、施設の定員や加算項目の数によって変わる給付単価の限度額です。本市では、条例でこの 2 つのいずれか低い額に 75% を乗じた額を利用者負担額としています。しかし、給付単価の限度額を採用する場合、施設の定員や加算項目により、その額が変わるため、同じ市内の保育所でも、子どもにより利用者負担額が異なってしまいます。そこで、本市では、定員区分 120 人で、所長設置加算を加えた額を給付単価の限度額とし、市内どこの保育所でも同じ利用者負担額としております。

次に、第 2 回審議会でお配りしました資料、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）について」の 1 ページをご覧ください。こちらは、保育所、認定こども園の保育枠の国徴収基準額平均額に対する利用者負担額の状況をあらわした表であり、グレーで塗っている部分が給付単価の限度額を採用して利用者負担額を算出している部分です。各歳児の③の列、これは国徴収基準額平均額に対する現行の利用者負担額の割合ですが、グレーで塗っている部分を見てみますと、いずれも 75% と乖離がある状態となっております。

2 ページをお開き願います。こちらは、幼稚園、認定こども園の幼稚園枠の国徴収基準額平均額に対する利用者負担額の状況をあらわした表になりますが、保育所等と同じく③の列のグレーで塗っている部分、給付単価の限度額を利用者負担額の算出基礎としている部分が 75% と乖離している状態となっております。

このグレーで塗っている部分が 75% と乖離している理由ですが、保育所等の場合で言いますと、現行の利用者負担額では、給付単価の限度額を 120 人定員保育所の基本単価プラス所長設置加算としておりますが、実態は 4 ページをお開き願います。ページの左側、平成 29 年度の定員規模の状況ですが、平均が 108 人となっており、定員区分 110 人が実態に合った定員区分となっております。

次に、5 ページをお開き願います。こちらは、加算の申請状況になりますが、平成 29 年度実績では 7 項目のうち、6 項目を全ての施設が申請している状況となっております。

3 ページをお開き願います。以上のことを踏まえ、実態に合わせた形で改正案のとおり改正いたしますと、このページの下部分の改正後②国徴収基準額に対する利用者負担額の割合が 75% 程度となります。

もう一度、1 ページをお開き願います。各階層別で見えますと、

各歳児の⑤の列のグレーで塗っている部分ですが、75%程度となつてまいります。

6ページから8ページは、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分になります。定員区分や加算項目の違いはありますが、保育所等と同じ理由から乖離が生じており、保育所等と同様の考え方で改正することにより、国徴収基準額の75%程度となります。

以上のことから、この資料にあります改正案のとおり改正し、利用者負担額の適正化を図りたい考えです。

ここまでの前回までの確認となります。

次に、本日、配付しております資料の説明をさせていただきます。

本日の資料3、「大阪府内33市利用者負担額等の状況について」をご覧ください。表紙をめくっていただき、1ページですが、こちらは各市の利用者負担額の考え方を示したものです。左側の表ア、教育標準時間認定の子どもをご覧ください。本市と同様に国徴収基準額の何%としているというのが全部で16市、うち100%が3市、80%以上85%未満が2市、75%以上80%未満が本市を含み5市、70%以上75%未満が5市、70%未満が1市となっております。そのほか、就園奨励費との均衡を保つよう設定が5市、新制度施行前の保育料を踏襲し設定が2市、完全無償化1市などとなっております。

なお、就園奨励費とは、子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成を受ける私立幼稚園に通う保護者を対象に、国の制度の基づいて交付する補助金のことです。

次に、右側に保育認定の子どもですが、本市と同様に国徴収基準額の何%としているのが全部で14市、うち75%以上80%未満が本市を含み5市、70%以上75%未満が9市となっております。そのほか、新制度施行前の保育料を踏襲し設定が10市、完全無償化が1市などとなっております。

2ページをご覧ください。こちらは、府内各市の平成28年度実績の国徴収基準額に対する割合になります。表の左側、ア、教育標準時間認定の子どもでは、100%が3市、90%以上100%未満が1市、80%以上90%未満が2市、75%以上80%未満が4市、70%以上75%未満が本市を含み5市、65%以上70%未満が2市、50%以上60%未満が2市、30%以上50%未満が3市、30%未満が2市などとなっております。

イ、保育認定の子どもでは、70%以上75%未満が本市を含み5市、65%以上70%未満が8市、60%以上65%未満が5市、50%以上60%

未満が6市、30%未満が1市などとなっております。

次に(2)改正予定については、本市を含め4市が改正予定があり、22市がなしとなっております。

次に、3ページをご覧ください。こちらは、特定地域型保育事業の利用者負担額についてです。特定地域型保育事業とは、主に0歳から2歳児を保育する小規模保育事業所などのことです。こちらは、保育所等の保育施設と、小規模保育事業所などの保育施設で、利用者負担額に差を設けているかについてになります。差を設けている市が本市を含め3市、差は設けていない市が21市となっております。

差を設けている理由としましては、園庭が敷地内にないなど、施設面で保育所等より劣っているため、公定価格が低く設定されているためなどとなっております。差を設けていない理由ですが、保育所等と同等の質を確保しているため、国の上限額基準に差がないためとなっております。

説明は以上となります。

(福田会長) ありがとうございます。

前回のおさらいと今回新たにいただいた資料について説明いただきました。何か質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。資料の内容等よろしいですかね。

それでは、これまでの事務局の説明を含めまして、具体的な審議に入っていきたいというふうに思います。

前回、事務局から利用者負担額の適正化案について、定員設定や加算項目を利用実態に合わせる改正を行い、条例で定めている75%の負担割合と乖離している負担割合について適正化したいという説明を受けました。その結果、適正化が図られることにはなりますが、課題も見えてきているのではないかというふうに思っております。

その点についてはいかがでしょうかね。委員の皆さんから、今の時点で。

前回の資料、北摂各市の利用者負担額基準表の13ページから16ページのあたりを見ていただけますでしょうか。北摂各市、平成29年度利用者負担額基準表の部分ですね、これが13ページから16ページまでずっとあるところになっていこうかと思えます。茨木市の部分がとりわけ網かけの部分ですね。事務局、済みません、この網かけの部分の意味は何でしたっけ。

(中路課長代理) 網かけのところは、給付単価の限度額を算出の基礎に使っているところになりますので、今回の改正で金額が変わってくると

ころになります。

(福田会長) 例えば、14 ページですかね、1、2歳でいくと国階層区分の8番目の部分、それから1枚めくって15 ページ、3歳児の部分でいきますと、6、7、8の部分で網かけになっているかと思います。これが現行のものと改正案、※1と※2のところ見比べていただくとということになろうかと思います。

これ、見ていただきますと、16 ページのところをご覧ください。そこを見ていただきますと、特に3歳児、15 ページですね、3歳児のところ、ここを見てもみますと、現行のものから改正案でいきますと、かなり額としては大きな変更ということになっていきますけども、この点について、一定、委員の皆様からのご意見いただきたいなというふうに思っております。

原田委員、お願いします。

(原田委員) それぞれに上がるというところで、14 ページでいくと1、2歳児が5,000円アップということですよ、7万400円から7万5,400円。特に3歳児については3万3,000円から4万1,500円、8,500円のアップ。4、5歳児で3,800円のアップという金額で、特に3歳児については大変大きな額で上がるというところで、いつから上がるかというタイミングにもよるかと思うんですけど、どちらにしてもどこかのタイミングで、今月から来月になったときに、これだけの大きなアップとなったときに、ちょっと上げ幅が、積算的にいくと、数字によって当然こういうふうになるので、こういう数字になってくるんだろうなとは思いますが、ちょっとそれを支払っておられるご家庭にとってはなかなか厳しいので、ちょっともう少しそこらへんを激変的なではなく、一定期間、わからないですけど、上げ幅を少し下げる、下げるといえるか、ましにしながら、緩やかにそこまでということができないかなというようなことを感じます。どうですかね。

(福田会長) ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

ちょっとこの数字見てもみますと、かなり大きく変わるなというところで、この大きな変化について、何がしか対応できないかということだと思いたうんですけども、事務局いかがでしょうか。

どうぞ。

(西川次長) 保育幼稚園総務課、西川です。

今、原田委員からいただいたご指摘ですけれども、14 ページの1、2歳児を見ていただくと、今回、市のほうから提案させていただい

ている改正案では8番のF 5階層の方が5,000円アップになります。15ページをご覧ください。F 3階層以上の方が、それぞれ現状より8,500円のアップ、16ページの4、5歳児の方になりますと、F 2階層以上の方が3,800円のアップという状況になります。

見直しの考え方については、先程、前回の分の説明のなかで、この3歳児だけが、この1、2歳児と4、5歳児と比べて大きくなっていることについては、前回資料の5ページをご覧くださいとわかるんですが、加算項目で3歳児だけが、上から3つ目、3歳児配置改善加算というものがございます。これを、簡単に説明しますと、保育士の対数配置についてですが、公定価格の基準では20対1となっており、20人のお子さんに1人の保育士の配置というところですが、この加算項目については、保育の質の向上ということで、15対1で配置した場合に対象となるものになります。この加算項目については、現在、100%の施設で申請いただいておりますので、それを算定項目に加えますと、3歳児だけが、それ以外の歳児と比べて、倍近い形でのアップになってくるというものになります。もう1度、先ほどの1ページのところをご覧くださいなのですが、これを算定項目として入れさせていただくと、全体的に平均75%程度の負担という形になります。市の考えにつきましては、提案のとおり、一定、保育の質の向上も図られていることから、この負担はお願いしたいと考えているところです。これが基本になるんですが、ただ、原田委員がおっしゃったように、確かに、いきなり8,500円がアップするという状況については、市も一定、課題であると認識しております。北摂7市の他市を見ましても、月額で言いますと4万円を超えているというところは、現在は、ない状況でありますので、これをどう考えるのか。ただ、3歳児配置改善による保育により、質が向上しているのにもかかわらず、負担はなしという形も難しいのではないかと考えられますので、今、ご指摘いただいているのは、負担の急変することへの対応は考えられないのかというところだとは思いますので、検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

委員の皆さん、いかがでしょうか。

井元委員。

(井元副会長) 今の質問にさらになんですけれども、そうしましたら、3歳児の配置改善加算というのは、この北摂の他市はとられていないと

いう理解でよろしいでしょうか。とられているけれども、この保育料だというふうな理解でよろしいでしょうか。

(福田会長) お願いします。

(管理係西川) 管理係、西川と申します。

北摂各市に問い合わせ確認したところ、3歳児配置改善加算の影響により、利用者負担額を見直すということは考えていないということで回答はいただいている状況です。

(福田会長) ありがとうございます。

どうぞ。

(西川次長) 補足ですが、きょうの資料、追加でお配りした33市の状況の部分の2ページ(2)の改正予定のところなんですけれども、「あり」とされた市は、4市ということで、北摂7市の中では、本市だけとなります。本市以外の北摂各市については、利用者負担額の見直しや検討についてはされていません。また、3歳児配置改善加算の対数配置の15対1をするかしないのかは、各施設のほうで判断するため、そのことまでは確認をしていない状況のため、このアンケート結果から詳細について申し上げることは難しい状況です。

(福田会長) ここに出てきている額というものが、そもそもどこの基準をとった額なのかというのが各市によって違うので、これをぱっと比べてみたときに、高い低いとか、要するに、今の茨木市の基準に比してどうかという議論がなかなか対応しにくいものになっているというふうに考えていいですかね。

ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

そうしますと、15ページなんですけれども、網かけの部分3つ出てくるわけなんですけれども、その階層でいきますと、F3、4、5と上がりますよということなんですけれども、その所得の割合としてもちょっと変わってくるのかなと。負担感ですよ、利用者の方の負担感というものも大分変わってくるのかなみたいな気がしておるんですけれども、この15ページの表を見てもらったらわかるんですけれども、どこで区切っているかというのは、市によって違うというのを見ていただけるかと思います。所得階層の区分ですね、これを見ていただくと、茨木市の区分の仕方というのは、基本的に国の定める階層区分を採用しているということになりますけれども、近隣他市を見ると、より細分化した階層区分を設定しているところもありますよというところがございます。例えば高槻などは、よく横に線が入っているのを見ていただけるかなというふうに思うんですけれども、こう

いった所得の区分をどこで切るのかというところについても検討していくことも可能かと私としては考えております。

その辺について、委員の皆さん、いかがでしょうか。区分ですね、どう分けていくべきなのか。今は国に準じているということですが、これについてご意見いただければなというふうに思っております。

(原田委員) ちょっとそこもやはり気になっていまして、特に3区分、4区分ぐらいの市民税所得割の割はそう余り差がないような気がまだするんです。ですけど、5、6、F2、F3とかになると、一番最初、例えばF2の9万7,000円から10万2,000円未満の層の方と、その一番上、最後になります16万2,000円から16万9,000円未満、この差というのは、結構月額にして大きいじゃないかなと。総所得からしてみても、僕ちょっと年収とあれがちょっとした資料で探してみても間違っているかもわからへん、間違ったら訂正してほしいんですけど、これ月額で10万ぐらいの差があることになるんじゃないですかね。年額100万以上ぐらい差があるんじゃないかなと、1回ちょっとそれを確認をしたいんですけど。要は、この幅は、結構大きいのかなという意味では、もうちょっと応能負担という意味では、少し見直しというか、修正をされないと、同じ区分でも余りにも幅が大きくなるのかなという、ちょっとそんな感じがするんですけど、そこら辺はどんな感じでしょうか。

(福田会長) ありがとうございます。

先ほど原田委員からもお話ありましたが、要するに、この階層区分を設けているのは、応能負担でいきますよと、その人の所得の割合に応じて額変えていきますよということで切っているわけですが、今回の計算式を当てはめてみると、茨木市ではF3、4、5が同じ額になってくるということを考えたときに、その基本的なコンセプトからすると、ちょっと差が出てくるのかなというふうな話になってこようかと思えます。

今、原田委員からそういう意見いただきましたけども、この件については、ほかの委員はいかがでしょうか。

井元委員、どうぞ。

(井元副会長) 階層というよりは、階層間で保育料に結構差がどうしてもできますよね、階層を広くとると。なので、今のF3が4万1,500円に改正予定だけど、その下は3万1,100円ということで、そこで1万円以上の差ができる。これも、すごく細かく分けると、高槻と

か箕面とかもそうですが、もう少しそれぞれ階層ごとの保育料の負担の差がそんなに出ないんですね。なので、このあたりは、ちょっとどうなのかな、検討の余地があるのかなというように思って、感じました。

(福田会長) ありがとうございます。

階層について、少し検討の余地があるのではないかというご意見かと思えます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

樫本委員、どうぞ。

(樫本委員) どこかで区切らないといけないんだと思うんですよね、これはもう仕方ないことだけれども、やはりこの5のF2の9万7,000円以上3万1,100円のところで16万と、それから16万2,000円と。16万9,000の4万1,500円の微妙なところ、そうしたら、例えば働いている場合に計算して、もうちょっとパート減らしておいたらこっちへ行けるのかなとか、そういう考え方もできるし、そのあたり、本当にどこかで区切らないといけないんだったら、4万1,500円という8,500円アップについてをどこで区切るかというあたりになってくると、やっぱり国基準はこうなっていますと。だけれども、これ計算したらどうなるのかなとかちょっと思ったりするので、こうしてくださいというお願いはできませんけど、再度、これについて、そういうことが国基準を変えてできるのかどうかということも検討していただけたらということと、それから下の、その資料に続けて、現行と改正案で、基本所長加算で4万4,090円、基本所長と3歳児主任事務冷暖房込みで5万5,410円、ここになっているんですよね。これが75%、低いほうに乗じるということで、4万1,500円になっているという国の上限額なんですけども、このあたりが他市では、これが4セットが4セットになっているんですかね、やっぱり。

(西川次長) そこは、また各市でどういう加算を入れられるかというのがあるので、そこについては確認はとれていません。

(樫本委員) この辺もちょっと微妙かなと思ったりもしていますけれども、ただ、やっぱり保育所へ預けるということ、こういうことするということは、働くということと、働きやすい、預けやすいという意味では、1つは保育士さんが、大変、3歳児配置加算ということで、20人から15人にするという形ですと、保育士さんの物すごく今なくて、他市にいろんなどころで取り合いになっているとも聞くんですね。その辺の、茨木市として、保育士さん確保の状況とかもちよ

っと教えていただけたらなとも思ったりします。

それから、保育士さんのお給料も、やっぱり違うと思うんですよ。それで、何か 5,000 円上乘せするから来てとか、そういうようなのもちよつと聞いたことあるんですけど、そういう意味で保育士さんへのお給料の充実というようなことも含めて、茨木市として、この 4万 1,500 円とどうつながっているのかなともちよつと思ったりするので教えてください。

(福田会長) ありがとうございます。

幾つかお話しただけたかなと思うんですけども、1つは、やはり基準、再検討できるのかということところが1つあろうかと思います。その点についてはどうですかね。お願いします。

(西川次長) 保育幼稚園総務課の西川です。

井元委員、樫本委員からいただきました所得階層区分を見直すことができるんじゃないかにつきましては、本市は、現在、国の基準の階層区分を採用しています。所得区分を細分化されている市については、階層区分間の負担差の段差を小さくするという目的、今、いただいたご意見のとおりではないかと考えております。

11 ページをご覧いただきたいのですが、3歳児の平成 16 年度から現在までの本市の所得階層の状況を記載したものになります。現在の国基準の採用については、平成 21 年度に利用者負担の条例化について懇談会を設置し、答申内容を受けて、条例化し、平成 22 年度から国の基準を採用いたしました。

平成 19 年度から 21 年度のところをご覧いただきたいのですが、本市においても、この期間を含め、平成 21 年度まで細分化をしておりました。平成 19 年からは毎年、変更されていきましたが、平成 21 年度までの保育料については、条例で大きいところ定め、保育料基準額表を規則で定めるという組み立てになっておりました。その後、階層区分の見直しが行ない、国の階層区分を採用することになったものです。現在も国基準の階層区分を採用していることについては変わっておりませんが、詳細な部分、加算項目をどうするかという部分については、規則で定めるという組み立てとなっておりますので、階層区分の段差解消については、現条例、規則の規定の中でどのように定めに行くのか考えるとなると、少し、研究させていただく必要があると考えております。なお、利用者負担額は国基準の上限の中で市町村が設定できるという形になっており、現在、この国基準の一律 75%を負担していただくという形をお願いして

いますので、それを細分化するとなると、この国基準の中で、これを超えない範囲でどういう割合にしていくか、今の一律 75%負担のという考え方がちょっとできない。所得階層区分の枠のひとつを見ると、所得区分が沢山あるんですが、それを3階層ずつに分けて、まず割合を何%にするかというところから検討しないと、それを細かく2つを1つにするのか、3つを1つにするのか、何が妥当なのかというところの検証や検討も要するというふうに考えていますので、研究、検討が必要であると考えています。

ただ、ご意見のとおり、大きい段差が生じているというところについては課題であるとは認識をしていますので、どのような対応ができるのか研究、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

今後、検討してもらえるとということですので、お願いしたいというふうに思います。

(樫本委員) 加えて、それに関して、やっぱりこれを上げられるというのは、ある程度、そういう予算と今後の見通しの中で上げていかれるという意味では、もしも、そういう区分を検討した中で、この徴収金額が増減が、やっぱり減、減、減になった場合は、この方針は合っていないというか、茨木市のありますので、やっぱり極端に増減がなくて、どう区分ができるのか大変だと思うんですけど、そのあたりが絶対出てくるんじゃないかなとはちょっと思ったりもします。

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、次、他市がどんな加算をとっているかみたいなものについて、ご質問あったかと思えますけども、それについて事務局で把握されていることございますか。

(西川次長) 先ほども少し申し上げましたけども、加算、どのように、細かいところについては、そこまでは確認がとれていないという状況です。済みませんがわからないという状況です。

(福田会長) わかりました。ありがとうございます。

続いて、要するに今後の保育士の人材確保について、具体的にどういった形で進めているか、事務局いかがでしょうか。

(西川次長) 保育士確保につきましては、待機児童解消、全国的にも、本市においても大きな課題と合わせて保育士の確保については、公立も大変ですが、私立でも大変、苦勞されている状況であると聞いています。

他市状況につきましては、新聞報道でも見られたことがあると思いますが、保育士の処遇改善については、国において人勧アップに合わせて、毎年、実施されているという状況ですが、他市は、さらなる確保策として、そこに上乘せする給料であったり、一時金の形などで補助しますよというような対策を取られている市もあるんですが、本市の場合は、これまで、保育士のお子さんの入所は、加点を加えてさせていただいていたんですけど、昨年度から新たな確保方策として、「保育士優先入所」を採用させていただいております。保育士の方が優先で入所していただくことにより、保育士が確保できますので、ゼロ歳の場合の対数配置が3対1になりますので、保育士を一人確保することにより、あとお二人の入所枠が確保できるということから、去年から実施しております。私立保育園等の団体からも効果があったとのご意見もいただいておりますので、引き続き、続けてまいりたいと考えております。

(村上課長) また、就職フェアとあって、茨木市とハローワークそれと私立保育園連盟にご協力いただきまして、年1回開催しております。

各事業所に集まっていたいただきまして、今回は11月24日に市役所の大会議室のほうで実施する運びとなっておりますので、またそういった形で、保育士確保に努め、PRもしていきたいと考えております。

(福田会長) ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

済みません、時間が大分来ているんですけど、先ほど学童保育のときにも少し出ましたけど、実際、額が上がるということに対して中身がどうかというふうな議論があろうかと思えます。こちらの議論は全く同様の課題を抱えておるという認識しております、特に茨木市、まだ待機児童があるという中で、やはり市民の保育に対する目というと厳しいと思うんですよ。それもまだまだめどが立たない状況の中で、めどが立たないといえますか、計画の途中ではあると思えますけど、その中で、条例で定められているとはいえ、上がるんだということについて、市民目線で考えたときに、それがどう反映されるかということも含めて考えていく必要があるかなというふうには思っております。

ほか、大体よろしいですかね。今回の出していただいた資料についての検討も含めてとはなると思いますが、全体確認していきますと、割とこれまで検討してきたとおり、割と上位のほうにくる

などということ。ただ、それはこれまで確認させてもらったとおり、条例で定められているところに合わせていこうということになるかと思います。

(井元副会長) 済みません、きょうの資料で1点だけ、質問というか、確認です。

きょういただいた資料の2ページで、他市の状況のところ、改正予定というのが、ありが本市を含め4市だということだったんですが、本市は今条例に合わせる形で実質的には負担を増ということ、を改正の内容として審議しているわけなんです、あとの3市にも同じようにアップのための議論をされているというふうな理解でよろしいのでしょうか。

(福田会長) 事務局、お願いします。

(西川次長) 見直しを本市含めて4市ということで、本市以外は3市につきましては、市町村名は申し上げることができないのですが、負担割合を80%に改正すること検討しているというところが1市、あと2市については、これまで経過措置をとられていたものについて、今回、新制度が平成27年度に始まりまして、もともと平成26年度までであった保育料と、今回新しい制度に移ったときに、ここに急激な差が生じる、負担が急変するという状況については、経過措置を設けることができるという状況になっていまして、本来の正しいところ、正しいというか、新制度での保育料、利用者負担額にするところを引き続き経過措置を続けるという見直しというのが1市、それともう1市が無償化を検討しているというところでございます。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

割とはっきり他市の状況がわかったかなというふうに思います。当然、財政状況、市の考え方いろいろあると思いますので、上げるというところもあれば、無償にするというところ、もしくは現状維持ですよね、さまざまあるということはよくわかったかなというふうに思います。

ほかよろしいですかね。

済みません、多分、まだこれから検討していくことも必要になってくるかなと思いますけども、いよいよ今後の流れを考えますと、1つは、今回挙げられた課題について、引き続き検討していくということと、今後の予定ですね、それとも絡んでくるかなと思いますので、その辺について、事務局から今後の予定を説明していただき

たいと思います。

(中路課長代理) 今後の予定について、説明させていただきます。

まず、パブリックコメントの実施について説明させていただきます。次回、審議会でもいただいたご意見を踏まえて、学童保育室利用料の案について及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化についての資料を作成して、広く市民の皆様のご意見を聴取するため、12月にパブリックコメントを実施する予定です。そこで市民の皆様からいただいた意見等について集約させていただきます、審議会に報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後のスケジュールについて申し上げます。本日の資料1をご覧ください。今後の開催予定については、第4回審議会を11月21日火曜日、18時30分、午後6時30分から、第5回審議会を1月23日火曜日、18時30分、午後6時30分から、第6回審議会を1月25日木曜日、18時30分、午後6時30分から予定しております。

次回の第4回審議会においては、本日いただいたご意見等を踏まえ、事務局から改めて説明をさせていただくとともに、実費徴収金、上乗せ徴収金、延長保育料、その他の基本利用者負担額以外の諸経費についてもご意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、先ほども申し上げましたが、パブリックコメントについては、12月7日から12月28日の間に実施する予定です。

第5回審議会において、パブリックコメントで市民の皆様からいただいたご意見をもとに改めてご審議いただき、第6回審議会において答申をいただきたいと思いますと思っております。

最後に、続きまして事務局からご連絡ですが、会議録についてですが、本日の会議録につきましても、速やかに作成し、後日、委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。

また、第1回審議会冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに、保育幼稚園総務課のホームページにおきましても掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(福田会長) ありがとうございます。

事務局から今後のスケジュールも含めてご説明いただきました。それでは、最後のその他、何かございますでしょうか。

委員の皆さん、何かその他事項ございましたらと思ひまして、特になければ事務局、お願いします。

(西川次長) ただ今、課長代理のほうから説明させていただいたスケジュールでございますが、本日も含めてですけれど、いただいた課題等について検討させていただきたいと考えています。その検討内容について、次回、回答させていただくとともに、その内容についてパブリックコメントのほうをさせていただきたいと考えています。市民の皆様からいただいたご意見も説明させていただいて、答申案を検討いただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日いただいた学童保育の関係でいきますと、保育の質の充実の部分についてご意見いただいた部分、保育所利用者負担額等の部分にいきますと階層区分であったり、3歳の配置加算との急変の部分の対応について、次回までに検討させていただいてお示しさせていただきたいというふうを考えていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

(福田会長) ありがとうございます。

済みません、時間過ぎてしまいましたけども、以上をもちまして、第3回審議会閉会といたします。

本日は、どうもありがとうございました。